

## 教職員の多忙化解消に向けた協議会設置要綱

### (設置)

第1条 教職員の多忙化解消に向けた取組内容について検討を行うため、教職員の多忙化解消に向けた協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教職員の多忙化解消に向けた具体的な取組内容に関する事
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体により構成する。

### (会長)

第4条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、群馬県教育委員会教育次長（指導担当）をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (部会)

第6条 会長は、協議の促進を図るため必要があると認めたときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項については、会長が定める。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、群馬県教育委員会事務局学校人事課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

## 教職員の多忙化解消に向けた協議会 構成団体

No	団 体	備 考
1	前橋市教育委員会	
2	高崎市教育委員会	
3	太田市教育委員会	
4	沼田市教育委員会	
5	榛東村教育委員会	
6	甘楽町教育委員会	
7	中之条町教育委員会	
8	大泉町教育委員会	
9	群馬県小学校長会	
10	群馬県中学校長会	
11	群馬県特別支援学校長会	
12	群馬県高等学校長協会	
13	群馬県P T A連合会	
14	群馬県高等学校P T A連合会	
15	群馬県中学校体育連盟	
16	群馬県高等学校体育連盟	
17	群馬県高等学校文化連盟	
18	群馬県高等学校野球連盟	
19	群馬県小学校中学校教育研究会	
20	群馬県教育委員会	